

環境的公序に基づく契約の再交渉の法的規制に関する研究
—環境利益をめぐる私的秩序形成の法的支援に向けて—

代表 石川 博康 （東京大学社会科学研究所 准教授）

[研究報告要旨]

本研究では、契約締結後に急激な契約環境の変化が生じ当初の契約内容での履行が困難となった場合における救済手段としての事情変更法理に関し、フランスにおけるナンシー控訴院 2007 年 9 月 26 日判決を素材として、環境上の利益を初めとする公共的利益をめぐる契約改定課題に関して事情変更法理はいかなる法的枠組によってこれに対処すべきかについて、検討を行った。また以上との関連において、その検討に関する前提作業として、①中国および台湾における事情変更の原則に関する立法をめぐる動向およびそこでの議論についての検討、②不予見理論や事情変更に際しての再交渉義務に関するフランスの判例や債務法改正に関する諸草案についての検討を行った。本研究による検討結果につき、特に環境的公序に基づく契約の再交渉に対する法的規制との関係においてまとめると、以下ようになる。

ナンシー控訴院 2007 年 9 月 26 日判決においては、事情変更に際し、環境上の利益に対する各当事者の寄与を考慮して当事者に再交渉を義務付ける旨の判断が示されていたが、環境上の利益などの公共的利益をめぐる契約改定課題に関しては、自律的な再交渉は公共的利益を考慮しまたそれに対する保護を与えるためのプロセスとしての適切性を欠くため、公共的利益に関する契約改定については、公法上の規律を含めた様々な法規範に照らし、当該事案に適合的な改定結果が法によって他律的にもたらされるべきことになる。具体的には、裁判官にその点に関する契約改定権限を与えることがまず検討されるべきであり、またそのような司法的な契約改定の可能性が示されることによって、再交渉が「法の影の下」に引き込まれ、その司法的な契約改定の具体的結果を反映した再交渉の妥結が、当事者に対して期待可能となる。